

「スポーツ活動等普及奨励助成事業」助成金交付要項

(令和6年11月27日改正)

1. 趣旨

公益財団法人スポーツ安全協会（以下「本会」という。）が、定款第4条第1項に定めるスポーツ活動等の普及奨励を図るため実施する、スポーツ活動等（スポーツ活動及び社会教育活動、文化活動）普及奨励助成事業の助成金交付に関し、必要な事項を定める。

2. 助成対象者

助成対象者は、営利団体を除く、以下の各団体（公益法人、地方公共団体を含む。）等とする。

(1) スポーツ活動への助成

① スポーツ活動活性化モデル事業

法人格を有するスポーツ関係団体、地方公共団体、実行委員会等事業の企画運営に当たる団体

② スポーツ活動普及奨励事業

スポーツ関係団体（法人格の有無は問わない）、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

③ 地域スポーツ振興事業

都道府県スポーツ協会

(2) 社会教育活動、文化活動への助成

社会教育、文化関係団体等

(3) 中学校等の放課後活動への助成

① 放課後活動振興モデル事業

法人格を有するスポーツ及び社会教育、文化関係団体、大学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

② 中学校部活動地域連携・移行普及事業

スポーツ及び社会教育、文化関係団体、大学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

※ 実行委員会等事業の企画運営に当たる組織は、①②ともに、行政が関与している場合に限る。

(4) 大学におけるスポーツ活動・文化活動振興への助成

① 地域スポーツ・文化活動振興モデル拠点事業

大学

② 大学サークル活動等支援事業

大学

③ 大学災害ボランティア活動支援事業

大学

3. 助成対象事業及び助成金額

不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に行う次の事業を対象とする。

(1) スポーツ活動への助成

① スポーツ活動活性化モデル事業

社会の変化等に対応する活動や仕組みのモデルを開発・振興する事業（1事業につき上限 250 万円。原則 3 年間の助成とする。ただし、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

【募集テーマ】

- ・アーバンスポーツ等による地域づくり
- ・子供たちの自主性を育むスポーツ活動のネットワーク化

② スポーツ活動普及奨励事業

人々が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会を提供する事業。原則として全国、ブロック又は県内単位で開催する次の事業

ア. 多種目にわたって行われる大規模な青少年スポーツ振興事業（1事業につき上限額 250 万円、助成率 1/2 以内）

イ. 各種スポーツ・レクリエーション大会、生涯スポーツの振興に関する研修会・研究協議会・研究大会、コンクール、発表会等（1事業につき上限 100 万円（県内規模の場合は上限 50 万円）、助成率 1/2 以内）

③ 地域スポーツ振興事業

人口減少等社会変化を踏まえて、都道府県スポーツ協会が都道府県民を対象に行う地域スポーツの振興に資する事業（1団体上限額 350 万円）

(2) 社会教育活動、文化活動への助成

人々が生涯にわたり文化活動や社会教育活動に参加する機会を提供する事業。原則として、全国、ブロック又は県内規模で実施する社会教育活動、文化活動の振興に資する事業（1事業につき、全国事業は上限額 100 万円（ブロック、県内規模の場合は上限額 50 万円）、助成率 1/2 以内）

例）大会、交流会、研修会、セミナー、コンクール、発表会等

(3) 中学校等の放課後活動への助成

不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業

① 放課後活動振興モデル事業

市区町村と学校及び関係団体等とが連携・協力して、部活動等放課後活動を先導的・計画的に推進するためのモデルとなる事業（1事業につき上限 250 万円／1年）

原則 3 年間の助成とする。ただし、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

【募集テーマ】

- ・子供たちが楽しく主体的に活動できる環境や仕組みづくり
- ・学校とその他の運営主体の協力調和による平日を含むスポーツ・文化活動の地域化
- ・デジタル技術を活用した活動支援モデルの開発

② 中学校部活動地域連携・移行普及事業

中学校部活動の地域連携・移行に向けて、中学生が各地域で多様な活動に親しむ機会を提供する事業（１事業につき上限 50 万円）

例…中学生を対象とした競技会、交流会、研修会、コンクール、発表会等

（４）大学におけるスポーツ活動・文化活動振興への助成

① 地域スポーツ・文化活動振興モデル拠点事業

大学が中核となって、新しいコミュニティの形成や社会課題の解決を図るモデル形成事業。（１事業につき上限額 250 万円／１年）

原則３年間の助成とする。ただし、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

【募集テーマ】

- ・大学を拠点としたスポーツ・文化コミュニティの創生
- ・ボランティアやサークル活動活性化のためのネットワーク・コミュニティの形成

② 大学サークル活動等支援事業

大学生が、大学の各種公認サークル等において、安全にスポーツ活動、文化活動へ参加できる機会を提供する事業（１事業につき上限 70 万円）

例…大会、演奏会、交流試合（会）、研修会及び日常の練習等サークル活動全般に対する取組等

③ 大学災害ボランティア活動支援事業

大学が組織的に災害救助法に適用された適用地域や当該地域の被災者への支援活動等として行うボランティア活動事業（１事業につき上限額 50 万円）

例）

- ・申請大学が企画・実施する支援活動等に参加する学生のボランティア活動
- ・他の団体等が企画・実施する支援活動等に参加する学生のボランティア活動（大学が認めた活動に限る。）

4. 助成対象期間等

（１）助成対象期間は交付決定対象年度中の１年間とする。ただし、次の事業については、原則３年間とする。

- ① スポーツ活動への助成－スポーツ活動活性化モデル事業
- ② 中学校等の放課後活動への助成－放課後活動振興モデル事業
- ③ 大学におけるスポーツ活動・文化活動振興への助成－地域スポーツ・文化活動振興モデル拠点事業

（２）助成活動者が本助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業で連続３回までとする。

5. 助成金交付申請書の提出

助成金を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付申請書を別に定める方法により、当該年度の「スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項」に定める期日までに公

益財団法人スポーツ安全協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

6. 交付の決定

会長は、前項の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業審査委員会規程の審査委員会の議を経て、助成対象事業及び助成金交付額を決定し、申請者へ通知する。

7. 実績報告

助成活動者は、助成対象事業終了後 30 日以内、又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに活動実績報告書を別に定める方法により、会長に提出しなければならない。

8. 交付決定の取消等

会長は、助成活動者から助成活動の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、助成活動者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- ① 助成活動者が、助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- ② 助成活動者が、助成活動に関して不正等不適切な行為をした場合
- ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合
- ④ その他、この要項及び別に定める募集要項に違反した場合

9. 助成事業であることの周知及び広報

- ① 助成活動者は、以下の方法により事業の周知及び活動等の広報を行うものとする。

助成対象事業の開催要項、看板、プログラム等に「公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業」もしくは「この事業は、公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業の助成金を受けて実施（開催）しています。」など、本会の助成を受けていることを明示すること。

- ② 大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告を掲出するとともに、大会等ホームページには「スポーツ安全保険」のバナーを掲示すること。
- ③ SNS等を活用した活動の広報を行うこと。

附則

この要項は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する

附則

この要項は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する

附則

この要項は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する

附則

この要項は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要項は、令和 5 年 12 月 5 日から施行する。

（助成対象期間）

1 中学校等の放課後活動への助成のうち、放課後活動振興モデル事業（旧名称：先導的モデル推進事業）を令和 5 年度に受託している団体の助成対象期間は、令和 5 年度からの 3 年間とする。

附則

この要項は、令和 6 年 11 月 5 日から施行する。

附則

この要項は、令和 6 年 11 月 27 日から施行する。